

# 1 福祉・介護人材確保対策について

## (1) 今後の介護人材養成の在り方について

介護福祉士制度については、少子高齢化の進展等による国民の福祉・介護ニーズの一層の拡大・多様化を踏まえ、その資質の向上を図る観点から、平成19年に資格取得方法の見直し等を内容とする法改正を行うとともに、教育カリキュラムの見直し等を行ったところである。

○ その際、介護福祉士の資格取得方法のうち、実務経験ルート（改正前は実務3年＋国家試験）については、6月以上の課程を新たに義務付け、平成24年度より施行することとした。

○ しかしながら、これによる資質向上が期待される一方、現在の介護分野においては、地域によっては人手不足が生じているなどの課題があり、介護人材の量的な確保に向けた見直しが必要との意見がある。

○ そのため、介護福祉士の資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」を立ち上げ、昨年3月以降9回にわたって、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方について検討を行うとともに、介護人材全体のキャリアパスの構築に資するため、介護人材養成の今後の具体像について議論を行い、1月20日に報告書が取りまとめられたところである。

（参考資料1を参照）

○ その概要は以下のとおりであり、厚生労働省においてはこの報告書を踏まえ、内容の具現化に向けて取り組む予定である。

なお、このうち、介護福祉士資格取得における実務経験者への研修義務付け及び介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けの施行時期を延期することは、法律改正事項であり、今通常国会へ提出する介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）に盛り込む予定である。（参考資料2を参照）

## ア 「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（概要）

### （ア）介護人材の養成体系について

#### ① キャリアパスの全体像

○ 介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものとし、介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持てるようにするため、養成体系を「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」と整備することを基本とする。

## ② 介護福祉士に至るまでの養成体系の在り方

- 現在のホームヘルパー 2 級相当の研修を「初任者研修（仮称）」と位置付けるとともに、在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修とする。
- 介護職員基礎研修は、実務者研修（仮称）の施行に合わせて、実務者研修に一本化する。
- 実務者研修（6 ヶ月研修）の見直し
  - ・ 実務者研修の研修時間数は 450 時間とする。
  - ・ 通信教育の積極的な活用や身近な地域で研修を受講できる環境の整備、また、過去に受講した研修を評価する仕組み（読み替え等）や受講費用の支援等働きながらも研修を受講しやすい環境の整備が必要。
  - ・ 実務者研修に係る介護福祉士国家試験の受験要件としての実務者研修の終了義務化の施行時期を 3 年間延長する。（平成 24 年度→平成 27 年度）
- 介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験の義務付けの施行時期を 3 年間延期する。（平成 24 年度→平成 27 年度）

## ③ 介護福祉士資格取得後のキャリアパスの在り方

- 介護福祉士資格取得後一定の実務経験を経て、幅広い知識・技術を身に付け、質の高い介護を行い、他の現場職員を指導できるレベルに達した介護福祉士を職能団体が主役となって認定する仕組み（認定介護福祉士（仮称））を設ける。

### （イ）介護福祉士割合の目安

質の高いサービスの提供と、介護人材の確保という二つの目的を両立させていくという観点からは、介護福祉士割合については、当面 5 割以上を目安とすることが概ね適当。

## （2）福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口は減少する見通しであり、平成 20 年の労働力人口は約 6,600 万人であったが、平成 37 年には約 5,800～6,300 万人になるものと推計される。

介護分野については、平成 20 年の介護職員は約 128 万人であり、団塊の世代がすべて 75 歳以上になる平成 37 年には約 212～255 万人の介護職員が必要となる見込みである。

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成20年は約40.6万人（介護職員に占める介護福祉士の割合は31.7%）であり、ここ数年は、年4～5万人程度増加している。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇したが、その後は経済情勢の変化により大幅に低下している。

（平成18年度：1.74倍→平成20年度：2.20倍→平成21年度1.33倍）

しかしながら、中長期的には上記のような需給状況から、人材難の傾向が続くと考えられ、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要である。

また、現下の引き続き厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野として、今後の雇用の受皿として期待されているところである。

○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）（抜粋）

我が国は、国民皆保険制度の下、低コストで質の高い医療サービスを国民に提供してきた結果、世界一の健康長寿国となった。世界のフロンティアを進む日本の高齢化は、ライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）を力強く推進することにより新たなサービス成長産業と新・ものづくり産業を育てるチャンスでもある。

したがって、高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置付けるとともに、民間事業者等の新たなサービス主体の参入も促進し、安全の確保や質の向上を図りながら、利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築する。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省は関連部局の連携の下、各種の福祉・介護人材確保対策を進めており、当局においては、平成20年度2次補正予算（平成21年度1次補正において積み増し）、平成21年度当初予算から福祉・介護人材確保のための緊急対策を実施している。（平成23年度まで）

○福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置

（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）

【20年度2次補正 205億円】（1）～（4）

【21年度1次補正 98億円】（5）～（6）

- (1) 進路選択等学生支援事業
- (2) 潜在的有資格者等養成支援事業
- (3) 複数事業所連携事業
- (4) 職場体験事業
- (5) 福祉・介護人材マッチング支援事業
- (6) キャリア形成訪問指導事業

○介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充【20年度2次補正 320億円】

○ 福祉・介護人材確保緊急支援事業

【21年度当初～ セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数】

- (1) 福祉・介護人材定着支援事業
- (2) 実習受入施設ステップアップ事業

### (3) 福祉・介護人材確保対策の促進

前述のとおり、福祉・介護人材確保対策の必要性が更に増してきているものの、事業によっては取組が低調なものがあるため、各都道府県においては、福祉人材センター等の関係団体と連携を図りつつ、より一層の積極的な取組をお願いしたい。

#### ア 交付金に基づく基金事業について

福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）については、平成23年度が事業実施の最終年度であるため、メニュー事業の着実な実施をお願いするとともに、事業未実施の都道府県においては、事業の実施を積極的に検討願いたい。

また、基金事業では、地域の実情に応じた事業を実施することが可能であることから、他自治体の好事例等も参考とされつつ関係団体とも十分に調整いただき、的確な事業の企画・立案をお願いしたい。なお、平成23年度においては、事業の実施期間を十分確保するため、事業の協議を第1四半期に受け付ける予定であるため、ご留意願いたい。（事業の実施状況については、参考資料3、4を参照）

#### イ 介護福祉士等修学資金貸付事業に関する留意事項

若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成20年度2次補正において貸付原資等の補助及び貸付条件の緩和を行ったところである。

各都道府県においては、次年度以降も計画的な貸付けをお願いするとともに、貸付希望者において入学時等必要な時期に必要な資金が交付されるよう、貸付審査時期の前倒しなど貸付希望者の利便性に配慮した事業運営をお願いしたい。

ウ 緊急雇用対策による「介護雇用プログラム」について

求職者が働きながら介護福祉士やホームヘルパー等の資格を取得することが出来る「介護雇用プログラム」については、今般、平成22年度1次補正予算で「重点分野雇用創造事業」が拡充され、事業の実施期間が平成23年度末まで（一部事業は24年度まで）延長されることとなったので、各都道府県においては、引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成24年度に実施可能な事業は、2年間の事業実施期間を要する介護福祉士の資格取得を目指す介護雇用プログラム等、平成23年度中に雇用を開始し、雇用期間の終期が平成24年度までとなる事業であるので留意願いたい。

(4) 福祉人材センターにおける人材確保対策

ア 中央福祉人材センターにおける取組

中央福祉人材センターにおいては、都道府県福祉人材センターや福祉人材バンクに対し、職員研修やブロック会議の開催、メールニュース等により福祉人材確保関連の施策動向や各センター・バンクの取組事例等の情報提供や指導等を行っている。

また、広く国民に向けても、ホームページ「福祉のお仕事」（求人・求職情報システム）、「福祉のお仕事スタート」（福祉の仕事・資格・進学等の情報サイト）による情報提供を行っている。

各都道府県においては、都道府県福祉人材センターと連携のうえ、これらの情報の積極的な活用と周知をお願いしたい。

○福祉のお仕事 <http://www.nw.fukushi-work.jp/>

○福祉のお仕事スタート <http://www.shakyo.or.jp/fukushi-start/>

イ 都道府県福祉人材センターにおける取組

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護分野への無料職業紹介事業や人材確保に向けた各種研修等を実施する「福祉人材確保重点事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金）の実施機関として、従来より福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

また、「福祉・介護人材マッチング支援事業」(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置)では、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、ハローワークや施設・事業所等を訪問して新たな職場開拓や求職者にふさわしい職場紹介等を行い、より積極的な人材確保に取り組むことが可能であるため、各都道府県においては、当該事業の積極的な活用と周知をお願いしたい。

なお、無料職業紹介事業に必要な情報を管理する「福祉人材情報システム」については、平成23年10月末にWEBシステムのサーバーリース期限を迎えるため、現在、中央福祉人材センターが中心となり、システムの更新案を検討中であるので、各都道府県においては、都道府県福祉人材センターと調整いただき、システムの円滑な移行に協力をお願いしたい。(都道府県福祉人材センターの事業実施状況については、参考資料6を参照)

#### ウ ハローワークとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であり、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策については、「福祉人材センター等とハローワークとの効果的な連携のあり方について」(平成19年5月31日社会・援護局長通知、平成21年10月16日一部改正)においてお示ししているところである。

前述の「福祉・介護人材マッチング支援事業」等においては、両組織の職員の連携が図られているところであるが、キャリア支援専門員によるハローワークへの出張相談の実績がない都道府県も見受けられるため、各都道府県においては、両組織と調整いただき、より利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施をお願いしたい。(都道府県福祉人材センターとハローワークとの連携状況は、参考資料7を参照)

#### (5) 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において、魅力ある職場づくりを進めるためには共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることも重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、スポーツクラブ・リゾート施設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスを提供している。

これらの多種多様なサービスは、小規模な社会福祉事業者が単独では実施することが難しい福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものとなっている。

福利厚生センターにおいては、事業の一層の効率化を図り、会員の希望が高いメニューの拡充等を行うこととしているので、都道府県においては、社会福祉事業を実施する者に対し、福利厚生の充実が図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層のご協力をお願いしたい。

なお、福利厚生センター事業は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施されており、サービスメニュー及び加入状況については参考資料9を参照願いたい。

#### (6) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）を設置している。

また、社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

##### 【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）  
社会福祉士養成課程（1年7月）  
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）  
精神保健福祉士短期養成課程（9月）

【問い合わせ先】日本社会事業大学総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

#### ア 福祉専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成することを目的とした我が国唯一の福祉の専門職大学院が、平成16年度に設置された。

専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れており、これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（3名）、東京都（1名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているところであるので、各都道府県においては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※ 平成21年度より、現職者には働きながら学べる2年間の長期履修制度を導入

※ 修士（専門職）の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

#### イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、都心にある文京区茗荷谷キャンパスにおいて、専門職大学院の教員が中心となり、

- 社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るため、中堅職員向けの「スキルアップ講座」
- 福祉事務所や児童相談所等の福祉行政機関が処遇困難事例の対応策を学ぶことができる「福祉マイスター道場」
- 福祉経営に携わる職員向けに総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」

を実施しているので、各都道府県においては、リーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。

○日本社会事業大学ホームページ

「専門職大学院リカレント講座」

[http://www.jcsw.ac.jp/s\\_guniversity/skill\\_kouza.html](http://www.jcsw.ac.jp/s_guniversity/skill_kouza.html)

※ スキルアップ講座、福祉マイスター道場、福祉経営塾の詳細な情報、申込方法等は随時更新



(7) 社会福祉事業従事者に対する研修等

今後ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るため、平成23年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県においては、福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。（研修内容の詳細については、参考資料10を参照）

○中央福祉学院における研修事業（予定）

[委託事業]

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| ・社会福祉主事資格認定通信教育課程  | 2,000人 |
| ・社会福祉施設長資格認定通信教育課程 | 300人   |
| ・社会福祉法人経営者研修課程     | 600人   |

[補助事業]

- |                        |      |
|------------------------|------|
| ・児童福祉司資格認定通信課程         | 200人 |
| ・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程 | 50人  |

〔問い合わせ先〕 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL 046-858-1355    <http://www.gakuin.gr.jp/>

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成23年度は以下の研修を開催することとしている。（各研修の受講申込期限については、参考資料11を参照）

○国立保健医療科学院における研修事業（予定）

- ・都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修

a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	100人
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	100人
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当	100人
・福祉事務所所長研修	70人
・生活保護自立支援研修担当育成研修	30人
・児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	60人
・介護保険指導監督中堅職員研修	120人
・都道府県障害程度区分指導者研修	100人
・ユニットケアに関する研修	170人

〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課

埼玉県和光市南2-3-6

TEL 048-458-6111 <http://www.niph.go.jp/>

#### (8) 「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、11月11日を「介護の日」と定めているところである。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「介護の日」前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

厚生労働省においては、本年度、「介護の日」の普及・啓発のための広報用ポスターのデザインを広く公募するとともに、各自治体等の御協力を得て、全国各地の事業所のユニークな取組を募集し、いずれも多数の御応募をいただいたところである。

また、各自治体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。

このように、「介護の日」の普及・啓発に向けて、各自治体等の御尽力をいただいたことに関して、厚く御礼を申し上げます。なお、本年度の各自治体等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kaigo-day/index.html>）

来年度以降も、これまで以上に介護に対する啓発を図るべく様々な取組に努めていきたいと考えているので、各自治体等からも積極的な御意見を頂きたい。また、今後とも、管下の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、御協力をお願いしたい。